

株主各位

大阪市淀川区西中島四丁目1番1号



代表取締役社長・CEO 安藤 宏基

第61期定時株主総会決議ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の第61期定時株主総会におきまして、下記のとおり報告及び決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第61期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第61期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、1及び2の内容について報告をいたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、第61期期末配当金につきましては、当社普通株式1株につき金25円（総額3,056,438,925円、効力発生日 平成21年6月29日）と決定されました。なお、これにより、中間配当金（1株につき金25円）と合わせまして、年間配当金は、1株につき金50円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。
なお、定款変更の内容は、後記に記載のとおりであります。

第3号議案 取締役14名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に安藤宏基、中川晋、松尾昭英、成戸隆之、松村泰治、笹原研、柳田隆久、安藤徳隆、鉄林修、横越隆史、山田敏広、田中充、小島順彦及び小林栄三の14氏が再選され、重任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役に金森一雄氏が選任され、就任いたしました。

第5号議案 会計監査人選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、会計監査人に監査法人トーマツが選任され、就任いたしました。

以上

▶ ご 案 内 ◀

1. 期末配当金のお支払いについて

第61期期末配当金につきましては、次のいずれかの方法によりお支払い申しあげます。

(1) 「配当金領収証」によりお受け取りの方

同封の「第61期期末配当金領収証」裏面記載のお支払方法をご高覧のうえ、最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局の窓口にてお受け取りください。

なお、次回より口座振込をご希望の場合は、お取引証券会社等にてお手続きください。

(2) 口座振込をご指定の方

配当金の口座振込をご指定の方には、「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

2. 当社の株式に関するお手続きについて

(1) 証券会社等で口座を開設（証券保管振替機構を利用）されている株主様株式に関するお手続き（住所変更、買取請求、配当金の振込銀行の指定等）は、お取引をされております証券会社等へお問合せ、お申出ください。

(2) 上記以外（株券電子化後、当社の開設した特別口座に登録）の株主様特別口座に登録中の株式に関する各種のお手続きにつきましては、みずほ信託銀行株式会社が、特別口座の口座管理機関となっておりますので、次のお問合せ先へご照会をお願いいたします。

(3) 未受領の配当金につきましても、同社の本支店でお支払いいたします。

お問合せ先

〒168-8507

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-288-324（フリーダイヤル）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く。）

以上

【ご参考】

1. 定款一部変更の件の内容

次の新旧対照表のとおりであります。

定款変更新旧対照表

(下線は、変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、単元株式数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。)に係 る株券を発行しない。ただし、株式取扱 規則に定めるところについてはこの限り でない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同 じ。)は、その有する単元未満株式につ いて、次の各号に掲げる権利以外の権利 を行使することができない。</p> <p>① (条文省略) ② (条文省略) ③ (条文省略) ④ (条文省略)</p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、 株式取扱規則に定めるところにより、そ の単元未満株式の数と併せて単元株式数 となる数の株式を<u>売り渡す</u>ことを請求す ることができる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名 簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) に記載又は記録された議決権を行使す ることができる株主をもって、その事業年 度に関する定時株主総会において権利を 行使することができる株主とする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び 新株予約権原簿の作成並びに備置き、そ の他の株式に関する事務は、これを株主 名簿管理人において取扱わせ、当会社 においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株 式について、次の各号に掲げる権利以外 の権利を行使することができない。</p> <p>① (現行どおり) ② (現行どおり) ③ (現行どおり) ④ (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、 株式取扱規則に定めるところにより、そ の単元未満株式の数と合わせて単元株式 数となる数の株式を<u>売渡す</u>ことを請求す ることができる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名 簿に記載又は記録された、議決権を行使 することができる株主をもって、その事 業年度に関する定時株主総会において権 利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の 作成並びに備置き、その他の株式に関す る事務は、これを株主名簿管理人におい て取扱わせ、当会社においては取扱わな い。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p>

(下線は、変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>(取締役会の設置) 第26条 (条文省略) (代表取締役及び役付取締役) 第27条 (条文省略) 2. 取締役会は、その決議によって役付取締役の中より代表取締役を選定する。 (取締役会の招集権者及び議長) 第28条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. (条文省略) (取締役会の招集通知) 第29条 取締役会の招集通知は、<u>会日より3日前</u>までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。 (取締役会の決議方法) 第30条 (条文省略) 2. (条文省略) } (監査役会) 第42条 (条文省略) 2. (条文省略) (監査役会の招集通知) 第43条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前</u>までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、期間を短縮することができる。 2. 監査役会は、監査役全員の同意のあるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。 (監査役会の決議方法) 第44条 (条文省略) } (報酬等) 第46条 (条文省略) (社外監査役との責任限定契約) 第47条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役会の設置) 第25条 (現行どおり) (代表取締役及び役付取締役) 第26条 (現行どおり) 2. 取締役会は、その決議によって、役付取締役の中から代表取締役を選定する。 (取締役会の招集権者及び議長) 第27条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第28条 取締役会の招集通知は、<u>取締役会の日の3日前</u>までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。 (取締役会の決議方法) 第29条 (現行どおり) 2. (現行どおり) } (監査役会) 第41条 (現行どおり) 2. (現行どおり) (監査役会の招集通知) 第42条 監査役会の招集通知は、<u>監査役会の日の3日前</u>までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、<u>この期間</u>を短縮することができる。 2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。 (監査役会の決議方法) 第43条 (現行どおり) } (報酬等) 第45条 (現行どおり) (社外監査役との責任限定契約) 第46条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

(下線は、変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
(会計監査人の設置) 第48条 (条文省略) ↓ (剰余金の配当等の除斥期間) 第55条 (条文省略) (新 設)	(会計監査人の設置) 第47条 (現行どおり) ↓ (剰余金の配当等の除斥期間) 第54条 (現行どおり) 付 則 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人において取扱わせ、当社においては取扱わない。 第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。

2. 新役員体制について

第62期の役員体制は、次のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

【取締役】

代表取締役社長・CEO (最高経営責任者)	安藤 宏基
代表取締役専務取締役・COO (最高執行責任者)	中川 晋
常務取締役	日清食品(株)代表取締役社長兼中国総代表 松尾 昭英
常務取締役	日清食品チルド(株)代表取締役社長 兼日清食品冷凍(株)代表取締役社長 成戸 隆之
常務取締役・CSO (グループ国内戦略責任者)	松村 泰治
取締役・CSO (グループ国際戦略責任者)	米州総代表 兼ニッシンフーズ(U.S.A.)Co.,Inc.代表取締役社長 笹原 研
取締役・CFO (グループ財務責任者)	柳田 隆久
取締役・CMO (グループマーケティング責任者)	安藤 徳隆
取締役・CAO (グループ管理責任者)	鉄林 修
取締役・CPO (グループ生産責任者)	横越 隆史
取締役・CQO (グループ安全研究責任者)	兼食品安全研究所長 山田 敏広
取締役・CDO (グループ食品総合研究責任者)	兼食品総合研究所長 田中 充
取締役	三菱商事(株)代表取締役社長 小島 順彦
取締役	伊藤忠商事(株)代表取締役社長 小林 栄三

【監査役】

常勤監査役	牧園俊作
常勤監査役	金森一雄
監査役	堀之内徹
監査役 弁護士	高野裕士

- (注) 1. 取締役 小島順彦及び小林栄三の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役 金森一雄、監査役 堀之内徹及び高野裕士の三氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

【執行役員】

執行役員 香港日清社長	安藤清隆
執行役員 生産本部 副本部長	岩井章
執行役員 総務部長	右近龍也
執行役員 アジア総代表兼日清シンガポール社長	楠本一人
執行役員 技術統括部長	坂井孝司
執行役員 宣伝統括部長	佐々木智
執行役員 広報部長	服部秀樹
執行役員 財務経理部長	横山之雄

以上